

(標準例)

有料老人ホームにおける事故報告書

久留米市宛

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること
※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

☐ 第1報 ☐ 第 報 ☐ 最終報告														提出日:			
1事故 状況	事故状況の程度①	☐ 受診(外来・往診)、 自施設で応急処置 ☐ 入院 ☐ 死亡 ☐ その他:															
	死亡に至った場合② 死亡年月日	西暦		年		月		日									
2事 業 所 の 概 要	運営者名③																
	事業所(施設)名④																
	施設の類型⑤																
	所在地⑥																
	記載者名、TEL⑦	記載者名								TEL							
3対 象 者	氏名・年齢・性別⑧	氏名					年齢			性別:	☐ 男性 ☐ 女性						
	サービス提供開始日⑨	西暦		年		月		日									
	住所⑩																
	身体状況⑪	要介護度	☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5 ☐ 自立														
		認知症高齢者 日常生活自立度	☐ I ☐ II a ☐ II b ☐ III a ☐ III b ☐ IV ☐ M														
4事 故 の 概 要	発生・発見日時⑫	☐ 発生☐ 発見	西暦		年		月		日		時		分頃				
	事故の場所⑬	☐ 居室 ☐ トイレ ☐ 廊下 ☐ 食堂等共用部															
		☐ 浴室・脱衣室 ☐ 機能訓練室 ☐ 施設敷地内の建物外 ☐ 敷地外															
		☐ その他 (場所)															
	事故の種別⑭	☐ 転倒 ☐ 転落 ☐ 異食 ☐ 不明															
☐ 誤薬・与薬もれ等 ☐ 誤嚥・窒息 ☐ 医療処置関連(チューブ抜去等)																	
<その他> ☐ 感染症(インフルエンザ等) ☐ 食中毒 ☐ 交通事故 ☐ 徘徊 ☐ 接触																	
☐ 職員の違法行為・不祥事 ☐ 事業所の災害被災 ☐ その他																	
発生時状況、事故内容 の詳細⑮																	
その他 特記すべき事項⑯																	

5 事故発生・発見時の対応	発生・発見時の対応⑬										
	受診方法⑭	☐ 施設内の医師(配置医含む)が対応 ☐ 受診(外来・往診) ☐ 救急搬送 ☐ その他:									
	受診先⑮	医療機関名					連絡先(電話番号)				
	診断名⑯										
	診断内容⑰	☐ 切傷・擦過傷 ☐ 打撲・捻挫・脱臼 ☐ 骨折 (部位: ☐ 異常なし ☐ その他:									
	検査、処置等の概要⑱					入院先				入院年月日	
6 事故発生・発見後の状況	利用者の状況⑲										
	家族等への報告⑳	報告した家族等の続柄	☐ 配偶者 ☐ 子、子の配偶者 ☐ その他								
		報告年月日	西暦		年		月		日		
	連絡した関係機関㉑ (連絡した場合のみ)	☐ 他の自治体 ☐ 警察 ☐ その他(ケアマネ等) 自治体名: 警察署名: 名称:									
	本人、家族、関係先等への追加対応予定㉒										
7 事故の原因分析㉓ (本人要因、職員要因、環境要因の分析)		(できるだけ具体的に記載すること)									
8 再発防止策㉔ (手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)		(できるだけ具体的に記載すること)									
9 損害賠償等の状況㉕		☐ 損害賠償保険利用 ☐ 検討・交渉中 ☐ 賠償なし ⇒理由:									
10 その他㉖ 特記すべき事項											

記載注

- 4の⑬ 発生または発見のいずれかにチェックをつけること。
- 4の⑭ 「職員の違法行為・不祥事」とは、利用者(入所者を含む。)の個人情報の紛失、送迎時の飲酒運転、預り金の紛失・横領等である。
- 6の⑲ ・従業者の直接行為が原因で生じた事故及び従業者の介助中に生じた事故のうち、利用者の生命又は身体に重大な被害が生じたもの(自殺、行方不明等、事件性の疑いあるものを含む。)については、管轄の警察署に連絡すること。
・感染症、食中毒等が生じた場合は、管轄の保健所に連絡すること。
- 7の⑳ ・感染症、食中毒、その他の原因に該当する場合、原因が不明な場合等の内容を記入すること。
- 8の㉑ 「再発防止策」について、検討中の場合は「未定、検討中」として記入し、事故報告書は速やかに提出すること。その後、検討した結果について、改めて報告すること。
- 10の㉒ 「特記事項」については、その他特記すべき事項があれば、記入すること。
- ※1 事故報告書は、基本的には利用者個人ごとに作成するが、感染症、食中毒等において、一つのケースで対象者が多数に上る場合は、事故報告書を1通作成し、これに対象者のリスト(3「対象者」、5「事故発生・発見時の対応」、各人の病状の程度、搬送先等の内容を含むこと。)を添付してもよい。
- ※2 対象者が、報告後に容態が急変して死亡した場合は、再度報告書を届け出ること。
- 2/2